

4 採石法に基づく認可制度

●担当課
環境政策課
企画調整・環境影響評価担当
(電話048-830-3039)

目的
岩石採取事業を行う者の登録、採取計画の認可、その他の規制・指導を行うことにより、岩石採取等に伴う災害を防止し、事業の健全な発展を図る。

制度概要
採石法（昭和25年12月20日法律第291号）施行事務

- ①採石業者の登録
- ②採石業者の登録変更
- ③岩石採取計画の認可
- ④岩石採取計画の変更認可
- ⑤災害防止対策指導
- ⑥採石業務管理者試験の実施

- 事業主体 採石業者
- 根拠法令等 採石法第32条、第32条の7、第32条の13、第33条、第33条の5
- 創設年度 昭和25年度
- 制度の留意点 岩石採取計画の認可に関して、さいたま市は法により権限を有しており、秩父市、東松山市には事務処理特例条例で県から権限が移譲されているため、各市内において岩石採取を行う場合は、各市に相談すること。

岩石採取計画認可申請事務の流れ(継続申請認可の場合)

